

たばこ特別税に関する省令

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）を実施するため、たばこ特別税に関する省令を次のように定める。

たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[illegible]

省令（昭和五十二年大蔵省令第三十号）	第二条第二項の表	たばこ税の額及び特別税の額の合計額
--------------------	----------	-------------------

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附則（平成二二年八月二日大蔵省令
第六九号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一五年三月二四日財務省令
第一三號）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年七月一日財務省令第
六九号）抄

1 この省令は、平成十五年七月七日から施行する。

附則（平成一六年一月一六日財務省令
第一号）抄

第一条 この省令は、平成十六年一月十九日から

施行する

附 則 (平成一六年七月二日財務省令第

1 この省令は、平成十六年七月二日から施行す。

を削る改正規定、第三百八十六条を改め、同条

規定、第三百八十四条を第三百八十五条とし、五条を改め、同条を第三百八十六条とする改正

第三百八十二条を改め、同条を第三百八十三條とする改正規

三条とする改正規定、第三百八十一條の次に一條を加ふる改正規定、第三百八十八條を削り、

第三百八十九条を第三百八十八条とし、同条の次一条を加える改正規定、第四百六条、第四

百十條、第四百十二條、第四百十三條、第四百十六條の二、第四百六十七條、第四百七十一條

条、第四百七十四条、第四百八十条、第四百八十一条、第四百八十四条から第四百八十六条ま

で、第四百八十九条、第四百九十条、第四百九十一条、第四百九十二条から第四百九十九条まで、

で、第五百条の二、第五百八条、第五百十六条から第五百十八条まで、第五百二十七条、第五

百三十条及び第五百三十一条の改正規定、第五

百三十九条の次に一条を加える改正規定、第五百四十条から第五百四十二条まで、第五百四十六、第五百四十七、第五百五十五、第五百五十六、第五百六十条及び第五百六十八条の改正規定並びに附則第二項、第三項及び第四項の改正規定は、平成十六年七月十日から施行する。

附則（平成三二年一月二六日財務省令
第二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年二月二十一日

から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年二

二十二日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日財務省令

第三七号 抄
(施行期日)

附 則 この省令は、公布の日から施行する。
(平成二三年六月三〇日財務省令

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月二日財務省令
第九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から

附則（平成二四年三月三十一日財務省令

第三五号)抄
この省令は、平成二十四年四月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略 第四条（第十三条第二項）を「第十二条第

二項」に改める部分を除く。及び第五条の規定
平成二十五年一月一日

附則（平成二七年三月三十一日財務省令第三九号）抄

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。